

焼津市告示第42号

令和4年度焼津市中小企業者省エネ設備等投資促進事業補助金交付要綱（令和4年焼津市告示301号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月16日

焼津市長 中野 弘道

題名を次のように改める。

焼津市中小企業者省エネ設備等投資促進事業補助金交付要綱

本則中「令和4年11月15日」を「令和5年4月1日」に、「令和6年3月1日」を「令和6年9月1日」に、「令和6年3月8日」を「令和6年9月8日」に改める。

附則中「令和4年度分令和5年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の焼津市中小企業者省エネ設備等投資促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた第17条の規定に基づく交付申請（以下「交付申請」という。）について適用し、施行日前になされた交付申請については、なお従前の例による。